

この度公布された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第4号）の概要及び留意事項について通知します。

3文科教第1379号
令和4年3月18日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第4号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、令和4年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

第一 改正省令の概要

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「新法」という。）において、教育職員等の懲戒免職となり得る行為として児童生徒性暴力等が定義されたことや、特定免許状失効者等に対する免許状の授与に関し教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の特例が規定されたことを踏まえ、所要の改正を行うものであること。

1 免許状原簿記載事項の追加

免許状の原簿に記載しなければならない事項として、「特定免許状失効者等に該当するときはその旨」を追加することとしたこと（教育職員免許法施行規則（昭和29

年文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。) 第 74 条第 2 項関係)。

2 免許状の失効等による官報公告に係る規定の整備

(1) 懲戒免職の処分を受け、又は解雇された実習助手又は寄宿舍指導員に係る免許状の取上げにあつては、免許法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ～ホのいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を官報公告事項に含めることとしたこと (免許法施行規則第 74 条の 2 第 8 号柱書関係)。

(2) 官報公告事項である懲戒免職又は解雇された理由の種類のうち、「18 歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント」を「児童生徒性暴力等」に改めることとしたこと (免許法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ関係)。

3 免許状様式の改正

新法附則第 3 条による免許法の一部改正により、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与に関し免許法第 16 条の 2 の 2 が追加されたことを踏まえ、免許状に記載される授与の根拠規定として免許法第 16 条の 2 の 2 を新たに加えることとしたこと (免許法施行規則別記第一号様式関係)。

4 施行期日及び経過措置

(1) 改正省令は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしたこと (附則第 1 項関係)。

(2) 改正後の免許法施行規則第 74 条第 2 項の規定は、この省令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る原簿について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る原簿については、なお従前の例によることとしたこと (附則第 2 項関係)。

(3) 改正後の免許法施行規則第 74 条の 2 第 8 号の規定は、施行日前に免許状取上げの処分を受けた実習助手又は寄宿舍指導員については、適用しないこととしたこと (附則第 3 項関係)。

第二 留意事項

1 特定免許状失効者等への免許状の再授与にあつては新法第 22 条に基づく審査を経る必要があることから、免許状の授与申請があつたときは、授与権者において原簿により免許状の授与申請者が特定免許状失効者等に該当するか否かを確認することが想定されていること (免許法施行規則第 74 条第 2 項関係)。

- 2 「児童生徒性暴力等」の該否については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）第1、2（児童生徒性暴力等の定義）を参照の上、判断されたいこと。
- 3 実習助手又は寄宿舎指導員に係る免許状の失効又は取上げの事由が懲戒免職又は解雇であるときに、失効又は取上げの理由を官報に公告するときの表記については、例えば、「教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当」などと、改正省令第74条の2第8号イ～ホの別についても、該当条項により表記することを想定していること。
- 4 実習助手又は寄宿舎指導員に係る免許状の失効又は取上げの事由が懲戒免職又は解雇であるときに、当該失効又は取上げについて官報への公告を行う免許管理者は、当該処分を行った任命権者等から処分等の事実関係に関する情報を得た上で、免許法施行規則第74条の2第8号イ～ホのいずれに該当するかを判断する必要があること。このため、実習助手又は寄宿舎指導員の懲戒免職又は解雇があった場合には、免許法施行規則第74条の3と同様の手続が行われることが望ましいこと。
- 5 施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者についても、授与権者の判断で、原簿に特定免許状失効者等への該当の有無を記載することも考えられること（附則第2項関係）。

(別添)

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年文科科学省令第4号）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3968, 3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第八条第一項、第十三条から第十四条の二までの規定及び第十六条の二の二の規定を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第七十四条「略」

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十四条の二「略」

一〇七「略」

改正前

第七十四条「同上」

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十四条の二「同上」

一〇七「同上」

八 失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長、教頭、実習助手若しくは寄宿舎指導員に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）

イ 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）

ロ ホ 「略」

別記第一号様式（第七十二条関係）

〔略〕

備考

一 「略」

ア ウ 「略」

エ 免許法第十六条の二、第十六条の二の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、（「第 条」）の箇所は、それぞれ「第十条の二」、「第十六条の二の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ ケ 「略」

二・三 「略」

八 失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）

イ 十八歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント

ロ ホ 「同上」

別記第一号様式（第七十二条関係）

〔同上〕

備考

一 「同上」

ア ウ 「同上」

エ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合には、（「第 条」）の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ ケ 「同上」

二・三 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件、その者が有する他の免許状、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二十六号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件、その者が有する他の免許状並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二十六号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならない。</p>

附 則

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第七十四条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る原簿について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る原簿については、なお従前の例による。
- 3 新規則第七十四条の二第八号の規定は、施行日前に教育職員免許法第十一条第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた実習助手又は寄宿舎指導員については、適用しない。